

外務省ホームページ「歴史問題Q&A」の掲載内容に関する質問主意書

右の質問主意書を国会法第七十四条によって提出する。

平成二十八年一月二十五日

和田政宗

参議院議長 山崎正昭殿



外務省ホームページ「歴史問題Q&A」の掲載内容に関する質問主意書

私が提出した「政府見解等における「植民地支配と侵略」の定義に関する質問主意書」（第百八十九回国会質問第一一七号。以下「前回質問主意書」という。）の質問二において、外務省ホームページの「歴史問題Q&A」の問一及び問六の回答文で使用されている「植民地支配と侵略」という文言を削除すべきである旨指摘した。これに対し政府は「安倍内閣としては、平成七年八月十五日及び平成十七年八月十五日の内閣総理大臣談話を含め、歴史認識に関する歴代内閣の立場を全体として引き継いでおり、お尋ねの回答文から「植民地支配と侵略」という文言を削除する考えはない。」との答弁書（平成二十七年五月十二日内閣参質一八九第一一七号）を閣議決定した。しかしながら、平成二十八年一月二十五日現在、外務省ホームページの当該箇所から「植民地支配と侵略」の文言が削除されている。

そこで、外務省ホームページの「歴史問題Q&A」に関し、以下、質問する。

- 一 問一及び問六の回答文から「植民地支配と侵略」の文言削除を行った日はいつか。
- 二 前記一に関し、当該文言削除を行ったのはなぜか。
- 三 結果的に、問一及び問六の回答文から「植民地支配と侵略」の文言を削除することになったにもかかわらず

らず、私が提出した前回質問主意書の質問二で指摘を受けた時点で削除しなかったのはなぜか。

右質問する。